

# 奧山構成員提出資料

## 第2回 子ども家庭福祉人材の専門性確保 WG 資料

奥山眞紀子

第1回に続き、今回も出席できないことをとても残念に思います。研修確立を優先させ、児童相談所の在り方に関する検討はその後ということですので、今回は研修に関しての意見のみとさせていただきます。

以下に①研修を考えるうえで仲間とディスカッションをした上での意見を述べ、②今後の検討の仕方に関する意見を述べ、③作成しました児童福祉司研修の到達目標の案を提示させていただきます。重要なのはスーパーバイザー研修と要保護児童対策地域協議会専門機関の専門的研修であることは認識していますが、そちらまで手が回りませんでした。基礎としてまず、児童相談所児童福祉司研修に関しての到達目標案を提示させていただきます。

### <意見>

#### 1. 仲間とのディスカッションから

古くからこの分野に係わり、児童相談所や要保護児童対策地域協議会と深くかかわってきた仲間の共通した意見として、児童福祉司の質の低下があります。決して、一地域の問題ではなく、残念ながら全国的問題のようです。勿論、個人的には有能な福祉司もいますが、例外と考えるべきであり、全国でのレベルの上昇を行うことが最も重要なことと考えます。

そのような仲間から問題が指摘されています。以下はその一部です。

- ・児童福祉の目的は子どもの権利の保障であるにもかかわらず、「再統合が目標」と他職種に明言するような児童相談所もあり、本来の目標を見失っている
- ・子どものことを最優先に考えておらず、家族を優先させていることもある
- ・子どもの成長、発達に関する知識が不足していて、重大性が把握できない
- ・他職種とのコミュニケーションが取れない
- ・子どもの面接や聞き取りが適切にできない
- ・一つ一つの手続きに関して子どもに説明ができていない
- ・家族機能の評価の仕方が適切ではない
- ・子ども状態や家族の状況に関する適切な見立てができず、そのために先を見通すことができず、介入が後手に回る
- ・地域の関係機関等と連携して介入・支援の計画を立てることができない
- ・児童相談所の権限行使の決定理由を関係機関に理論的に説明できない

- ・ 死亡事例や失敗事例から学ばず、同じことを繰り返す傾向にある
- ・ パターンで動いていて、応用力がない
- ・ 防衛的になっている

## 2. 今後の進め方に関して

児童福祉司、スーパーバイザー、調整機関専門職の研修に関して、構成員の合意を形成していくにあたっては、児相や市区町村のソーシャルワークの在り方に関して事例をベースにして検討する必要があります。しかしながら、公開でのWGの検討のみではそれは不可能です。作業チームを作り、非公開で事例をベースにしたディスカッションを行うことが重要だと考えます。その上で、そのエッセンスをWGに報告する形で行い、研修の在り方に反映させるべきです。

## 3. 到達目標案に関して

作成しました到達目標は最低限必要と考えられることを入れたつもりですが、落ちている項目もあると思われます。修正やご追加が必要と考えます。よろしくお願いたします。

以上

## 事務局資料の内容に関する問題点の指摘

奥山真紀子

資料3に関して

- ① スーパーバイズ研修の主体が子どもの虹情報センター（以下「虹」）に丸投げするような構図になっていますが、本WGの責任として、少なくとも1～2年はWGが担い、厚生労働省直轄として行い、その効果判定を行う必要があります。
- ② 場所は「虹」をお借りしてもよいかもしれませんが、スーパーバイザー研修は③の理由で合宿が必要です。小児科専門医の指導者研修も合宿です。合宿のできる施設が必要です。「虹」では合宿はできません。
- ③ スーパーバイザー研修では、それぞれにケースレポートを出させてそれを揉むなかで、どのようにスーパーバイズをしていくか、指導とはどのようなことかを十分に研修してもらわなければなりませんので、合宿は欠かせません。
- ④ 研修が関東に偏っていると国会でも指摘されていました。西でも行う必要があります。

以上

# 児童福祉司到達目標案

2016. 8. 27 奥山作成

## <一般到達目標(General Instruction Objective [GIO])>

- ・子ども家庭ソーシャルワークとして子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを行うことができる
- ・子ども虐待等の権利侵害から子どもを守るソーシャルワークを行うことができる
- ・子どもが自己や他者を傷つける危険から守るソーシャルワークを行うことができる

## <個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SBOs])>

### 1. 知識

- ・子どもの権利および権利条約の理念について述べることができる
- ・児童福祉法の理念について他者に説明することができる
- ・児童福祉法における市区町村、都道府県、国の役割について説明することができる
- ・児童福祉法における児童相談所の権限について説明することができる
- ・民法における親権の理念およびその制限に関して述べることができる
- ・児童福祉法および民法で規定された社会的養護について説明することができる
- ・国連総会採択決議「児童の代替的養護に関する指針」の骨子を述べることができる
- ・児童福祉に関する最新の政策とサービスについて述べることができる
- ・子どもの成長の見立て方(母子手帳、成長曲線等)について述べることができる
- ・子どもの発達(運動発達、精神発達)のマイルストーンについて述べることができる
- ・家族機能の評価の方法を述べることができる
- ・自分の地域のリソースとそのアクセスの仕方について述べることができる
- ・子ども虐待のリスク因子に関して述べることができる
- ・身体的虐待と事故の鑑別に関して述べることができる
- ・ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して述べることができる
- ・性的虐待の被害事実確認を含めた評価方法を述べることができる
- ・心理的虐待(含:家庭の中の暴力にさらされた状態)を受けた子どもの所見および心理的虐待の判断について述べることができる
- ・虐待に関する刑事手続きに関して述べることができる
- ・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について述べることができる
- ・子どもの自立支援の在り方について述べることができる

### 2. 技術

- ・子どもの年齢にあった聞き取りを行うことができる

- ・子どもの発達年齢に基づいた問題点の把握を行うことができる
- ・子どもの心身の状態について概ねの評価ができる
- ・そのために必要であれば適切に専門家の評価を得ることができる
- ・家族および関連する人々から十分な情報をとる計画を立て、実行することができる
- ・親子関係、家族関係、拡大家族関係、地域との関係など、関係性の問題に関する把握を行うことができる
- ・本人・家族・関係機関・一般等からの情報に基づいて子どもおよびその家族機能に関する適切なアセスメントと見立てを行うことができる
- ・上記の見立ておよびその事例の見通しに関して関係機関等に説明し、適切に意見を求めて修正することができる
- ・虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入が行える
- ・虐待の判断に関して、情報収集、リスクアセスメント、子どもの心身のアセスメント、家族機能のアセスメント、専門家へのコンサルトなどを適切に行い、虐待の有無を適切に評価できる
- ・非行を含めた子どもの行動の問題に関して適切な見立てとそれに基づく介入を適切に行うことができる
- ・介入方法に関する児童相談所の意見を子どもにその年齢に応じた説明ができ、その家庭、関係機関にも適切に説明して、その意見も聞き、介入方法決定に反映させることができる
- ・児童相談所内で適切に情報共有ができ、適切な介入に関する所内の決定に結び付けることができる
- ・児童相談所の権限行使に関して、関係機関の意見も聞き、適切な連携のもとに決定することができる
- ・上記の決定に関して、当該子どもにはその年齢に応じた十分な説明ができ、その家庭に適切な説明ができる
- ・在宅支援においては、アセスメントに基づいた介入および支援を関係機関と連携して計画することができる
- ・多職種連携をコーディネートできる
- ・要保護児童対策地域協議会に参加して適切な連携ができる
- ・相談ケースに関し、虐待相談を含め、関係機関との連携のもとに、適切に継続的なケース・マネジメントを計画し、関係機関と共有し、実行することができる
- ・改正児童福祉法で新たにできることになった児童福祉指導の市区町村等への委託に関して、適切にマネジメントでき、協働することができる
- ・社会的養護に委ねる場合は、子どもに十分に説明し、意見を十分に聞き、適切なマッチングを行うことができる
- ・社会的養護関係者に子どもとその家庭に関する見立てと見通しを伝えることができる
- ・子どもへの移行期支援を行うことができる

- ・社会的養護関係者とともに、適切に自立支援を行うことができる
- ・子どもを社会的養護に委ねている間、市区町村や地域の社会福祉関係者・関係機関および社会的養護関係者とともに、そこ子どもの家庭の支援を計画し、実行するための継続的マネジメントができる
- ・上記支援のアウトカムとして家族機能とその改善に関する適切なアセスメントができる
- ・社会的養護の子どもおよび家族を適切にアセスメントして、子どものパーマネンシーを保障するソーシャルワークを行うことができる
- ・上記のソーシャルワークに関して適切に記録に残すことができる
- ・ケース検討のためにケースの概要をまとめることができる

### 3. 態度

- ・どの年齢であっても子どもの尊厳を尊重することができる
- ・子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢を持つことができる
- ・親・家族・関係機関を尊重するコミュニケーション態度を持っている
- ・同僚や上司に対しても、子どもの権利を守ることに基づく意見をしっかりと述べることのできる態度を身に着けている

## スーパーバイザー研修到達目標案

2016. 8. 27 奥山作成

スーパーバイザーの到達目標は、当然のことながら福祉司としての到達目標を達成していることが前提である。

### <一般到達目標(General Instruction Objective [GIO])>

- ・子ども家庭ソーシャルワークとして子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを指導することができる
- ・子ども虐待等の権利侵害から子どもを守るソーシャルワークを指導することができる
- ・子どもが自己や他者を傷つける危険から守るソーシャルワークを指導することができる
- ・適切な子ども家庭ソーシャルワークが行える人材を教育することができる

### <個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SBOs])>

#### 1. 知識

- ・国連の子どもの権利条約の採択経緯、日本での批准、その理念・骨子、その後の国連から日本への意見について説明することができる
- ・児童福祉法の理念について他者に解説することができる
- ・児童福祉法における市区町村、都道府県、国の役割の詳細について説明し、それに基づく施策について説明することができる
- ・児童福祉法に基づく児童相談所の権限の行使のあり方とその注意点について解説することができる
- ・民法における親権の理念およびその制限に関して解説することができる
- ・子どもの権利擁護に関する個人情報保護の法律に基づいて解説することができる
- ・児童福祉法および民法で規定された社会的養護の在り方および永続性と継続性について説明することができる
- ・国連総会採択決議「児童の代替的養護に関する指針」を解説することができる
- ・児童福祉に関する最新の政策とサービスおよびその背景について解説することができる
- ・子どもの成長の見立て方(母子手帳、成長曲線等)について指導することができる
- ・子どもの発達(運動発達、精神発達)のマイルストーンおよび発達の評価について解説することができる
- ・家族機能の評価の方法を指導することができる
- ・自分の地域のリソースとそのアクセスの仕方について指導することができる
- ・子ども虐待のリスク因子に関して解説することができる
- ・身体的虐待と事故の鑑別に関して明確に解説し、問題点を指摘することができる
- ・ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して解説することができる



- ・性的虐待の被害事実確認を含めた評価方法を解説することができる
- ・心理的虐待（含：家庭の中の暴力にさらされた状態）を受けた子どもの所見および心理的虐待の判断について解説することができる
- ・虐待に関する刑事手続きに関して説明・解説することができる
- ・虐待やその他の逆境体験による心身のダメージについて説明することができる
- ・虐待やその他の逆境体験のある子どもや親への支援方法について説明することができる
- ・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について解説することができる
- ・子どもの様々な状態に応じた自立支援の在り方について解説することができる
- ・スーパーバイズを受ける職員のニーズの把握の方法およびスーパーバイズ・指導の基本を述べるることができる
- ・スーパーバイズを受ける職員の精神的安定を図る方法を述べるることができる
- ・バーンアウトのサインについて述べるることができる
- ・職員のセルフ・ケアの指導方法について述べるることができる

## 2. 技術

- ・子どもの年齢にあった聞き取りを指導することができる
- ・子どもの発達年齢に基づいた問題点の把握を指導することができる
- ・子どもの心身の状態について適切に評価することができる
- ・子どもの評価における他の専門家の評価を依頼すべき事項、その方法、熟知している
- ・家族および関連する人々から十分な情報をとる計画の立て方、面接のありかた、その他情報を得る方法、を指導することができる
- ・親子関係、家族関係、拡大家族関係、地域との関係など、関係性の問題に関しての把握の仕方を指導することができる
- ・スーパーバイズを受ける職員のケースに対する感情を把握し、その処理方法を指導することができる
- ・スーパーバイズを受ける職員の子どものおおよびその家族機能に関するアセスメントと見立てが適切かどうかを判断して、指導することができる
- ・上記の見立ておよびその事例の見通しに関して関係機関等に説明し、適切に意見を求めて修正することを促進することができる
- ・虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入を指導することができる
- ・虐待の判断に関して、スーパーバイズを受ける職員が適切に情報収集、リスクアセスメント、子どもの心身のアセスメント、家族機能のアセスメント、専門家へのコンサルトなどを行い、虐待の有無を適切に評価できているかを判断し、指導することができる
- ・非行を含めた子どもの行動の問題に関して、スーパーバイズを受ける職員が適切な見立て、それに基づく介入を適切に行っているかを判断して指導することができる

- ・困難なケースに関しても、介入方法に関する児童相談所の意見を、子どもにその年齢に応じて説明し、その家庭、関係機関にも適切に説明し、その意見も聞き、介入方法決定に反映させたり、納得させたりすることができる
- ・児童相談所内で適切に情報共有ができていのかどうかを把握し、適切な介入に関する所内の決定システムの在り方が適切であるか分析することができる
- ・スーパーバイズを受ける職員が、児童相談所の権限行使に関して、関係機関の意見も聞き、適切な連携のもとに決定できているかを判断し、適切に指導することができる
- ・上記の決定に関して、困難な子どもや家庭に対しても十分に適切な説明ができ、他者にも指導できる
- ・虐待を受けた子ども、虐待をしてしまう家族のその後のリスクを適切に判断し、介入を行うことができる
- ・在宅支援においては、アセスメントに基づいた介入および支援を関係機関と連携して計画することを指導することができる
- ・多職種連携のコーディネートの的確性を判断して、スーパーバイズを受ける職員のサポートをすることができる
- ・要保護児童対策地域協議会に参加して適切な連携ができているかどうかを判断でき、連携の方法を指導することができる
- ・虐待相談を含め、困難なケースに関しても関係機関との連携のもとに、適切に継続的なケース・マネージメントを計画し、関係機関と共有し、実行することができ、指導することができる
- ・改正児童福祉法で新たにできることになった児童福祉指導の市区町村等への委託に関して、適切にマネージメントでき、協働できているかを判断し、連携が実効性のある者になるように支援や指導ができる
- ・困難性を抱えた子どもに関しても、社会的養護に委ねる必要がある場合は、子どもに十分に説明し、意見を十分に聞き、適切なマッチングを行うことができ、それを指導することができる
- ・スーパーバイズを受ける職員が社会的養護関係者に子どもとその家庭に関する見立てと見通しを適切に伝え、協働できるように指導・支援することができる
- ・子どもへの移行期支援に関して指導ができ、困難性を抱えた子どもへの移行期支援も自ら行える
- ・リービング・ケアについて解説することができる
- ・自立支援を指導することができ、自律や自立が困難な子どもに関しても、社会的養護関係者とともに、適切に自立支援を行うことができる
- ・子どもを社会的養護に委ねている間、市区町村や地域の社会福祉関係者・関係機関および社会的養護関係者とともに、その子どもの家庭の支援を計画し、実行するための継続的マネージメントを指導でき、困難なケースのマネージメントも行うことができる

- ・上記支援のアウトカムとして家族機能とその改善に関する適切なアセスメントを指導することができる
- ・社会的養護の子どもおよび家族のアセスメントが適切かを判断し、子どものパーマネンシーを保障するソーシャルワークを指導することができる
- ・上記のソーシャルワークに関しての記録をレビューすることができる
- ・ケースの概要のまとめ方、ケース検討のプレゼンテーションについて指導し、ケース検討会議を運営することができる
- ・スーパーバイズを受ける職員の到達目標達成度を評価して、その人に合ったトレーニング計画を作成することができる
- ・スーパーバイズの効果を判定することができる
- ・スーパーバイズを受ける職員のメンタルヘルスの状態を把握することができる
- ・スーパーバイズを受ける職員のストレスを理解し、そのコーピングを助けることができる
- ・スーパーバイズを受ける職員の達成感を向上させ、専門性に対する誇りと意欲を持てるように支援することができる

### 3. 態度

- ・どの年齢であっても子どもの尊厳を尊重することができる
- ・子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢を持つことができる
- ・親・家族・関係機関を尊重するコミュニケーション態度を持っている
- ・スーパーバイズを受ける職員が上記の態度を身につけることを支援することができる
- ・スーパーバイズを受ける職員の尊厳を尊重し、困難性を抱えた職員に対しても適切なコミュニケーション態度が取れる

## 市町村福祉担当者研修到達目標案

2016. 8. 27 奥山作成

### <一般到達目標(General Instruction Objective [GIO])>

- ・子ども、親、妊婦、家族への心身の健康増進をはかることができる
- ・家族機能の低下や子ども虐待を予防するポピュレーションアプローチからハイリスクアプローチまでを把握して適切な支援を行うことができる
- ・虐待をしてしまう家族やその危険が高い家族に対して、虐待を行わなくなるような支援を行うことができる
- ・要支援児童の発見と支援を行うことができる
- ・特定妊婦の発見と支援を行うことができる

### <個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SBOs])>

#### 1. 知識

- ・国連の子どもの権利条約の理念について述べるができる
- ・児童福祉法の理念について述べるができる
- ・児童福祉法における市区町村、都道府県、国の役割の詳細について説明し、それに基づく施策について説明することができる
- ・児童福祉法に基づく児童相談所の役割と権限について述べるができる
- ・母子保健法における子ども家庭支援について述べるができる
- ・民法における親権の理念およびその制限に関してのべることができる
- ・子どもの権利擁護に関する個人情報保護の法律の運用の在り方について述べるができる
- ・児童福祉に関する最新の政策とサービスおよびその背景について解説することができる
- ・子どもの成長の見立て方(母子手帳、成長曲線等)について指導することができる
- ・子どもの発達(運動発達、精神発達)のマイルストーンおよび発達の評価について解説することができる
- ・妊娠・出産に係わるそれぞれの時期での心身の危険について述べるができる
- ・妊娠・出産に係わる法律(母体保護法、民法、母子保健法)について述べるができる
- ・DVのリスクについて述べるができる
- ・新生児期から思春期までの子育ての方法について述べるができる
- ・体罰を使用しない子育ての方法について述べるができる
- ・家族機能の評価の方法を指導することができる
- ・自分の地域のリソースとそのアクセスの仕方について述べるができる

- ・子ども虐待のリスク因子に関して述べることができる
- ・身体的虐待と事故の鑑別に関して述べることができる
- ・ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して述べることができる
- ・性的虐待の被害事実確認を含めた評価の在り方を述べることができる
- ・心理的虐待（含：家庭の中の暴力にさらされた状態）を受けた子どもの所見および心理的虐待の判断について述べることができる
- ・虐待に関する刑事手続きに関して述べることができる
- ・虐待やその他の逆境体験による心身のダメージについて述べることができる
- ・虐待やその他の逆境体験のある子どもや親への支援方法について述べることができる
- ・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について述べることができる
- ・子どもの様々な状態に応じた自立支援の在り方について述べることができる

## 2. 技術

- ・要支援児童等の情報提供者と適切に連携できる
- ・情報提供者からの適切な聞き取りができる
- ・子どもの年齢にあった聞き取りを行うことができる
- ・子どもの発達年齢に基づいた問題点の把握ができる
- ・子どもの心身の状態について概ねの評価をすることができる
- ・必要に応じて、子どもの評価における他の専門家の評価を依頼することができる
- ・家族および関連する人々からの情報収集を行うことができる
- ・親子関係、家族関係、拡大家族関係、地域との関係など、関係性の問題に関しての把握をすることができる
- ・上記の見立ておよびその事例の見通しに関して関係機関等に説明し、適切に意見を求めて修正することができる
- ・それに基づく支援計画を立てることができる
- ・支援において、地域のリソースを適切・有効に利用することができる
- ・虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入ができる
- ・虐待の判断に関して、情報収集、リスクアセスメント、子どもの心身のアセスメント、家族機能のアセスメント、専門家へのコンサルトなどを適切に行い、虐待の有無を適切に評価できる
- ・その評価に基づき、児童相談所への送致の必要性を判断できる
- ・子どもの行動の問題に関して適切な見立てとそれに基づく介入を適切に行うことができ、児童相談所への送致の必要性を判断できる
- ・可能な場合は子どもと家族と一緒に支援計画を立てることができる
- ・要保護児童対策地域協議会の運営を行うことができる
- ・要保護児童対策地域協議会のケース検討において、ケースの概要を纏めることができる

- ・要保護児童対策協議会の守秘義務の規定に関して、他機関に説明することができる
- ・要保護児童対策地域協議会において適切に情報共有ができ、多機関での介入計画を立てることができる
- ・特定妊婦と考えられる妊婦からの聞き取りができ、心身の問題の把握ができ、リスクを把握することができる
- ・それに基づいて支援を行うことができる
- ・妊娠葛藤に関する支援ができる
- ・出産直後の特別養子縁組や養子縁組の希望があるときに、適切な支援が行える
- ・養親希望者へのプリパレーションの支援を行うことができる
- ・虐待事例の在宅支援においては、アセスメントに基づいた介入および支援を関係機関と連携して計画することができる
- ・多職種の連携をコーディネートできる
- ・改正児童福祉法で新たにできることになった児童福祉指導の市区町村等への委託に関して、児童相談所と適切に協働することができる
- ・子どもを社会的養護に委ねている家族に対して、児童相談所と連携して支援を行うことができる
- ・上記の支援に関して適切に記録に残すことができる

### 3. 態度

- ・どの年齢であっても子どもの尊厳を尊重することができる
- ・子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢を持つことができる
- ・親・家族・関係機関を尊重するコミュニケーション態度を持っている

初期2年間のカリキュラム案であり、その効果判定を行いながら向上させていく

## 1. 児童福祉司任用前研修

### 1) 下記に先立つバックグラウンドの違いによる必須研修

- ① ソーシャルワークの基本に関する研修（社会福祉士以外）
- ② 子どもの発達知識の基礎、母子保健、母子手帳・成長曲線の重要性と利用のしかたに関する研究（母子保健関係者以外）
- ③ 子どもの心理的評価方法とその適応と適切な解釈および親と子どもへのフィードバックの在り方に関する研修（心理的バックグラウンドを持つ者以外）

### 2) 全員への必須研修

- ① 子どもの権利の考え方、子どもの権利条約、国連「児童の代替的養護に関する指針」、社会的養護の永続性と継続性に関する考え方、子どもの権利侵害に関する講義とその確認
- ② 子ども家庭福祉を行うにあたっての倫理的配慮、個人情報取り扱い、記録のとり方、記録の保管、エビデンスの必要性とそれを得るための倫理的配慮に関する講義と確認
- ③ 児童福祉法の理念、親権に関する考え方、社会的養護および永続性と継続性、市区町村・都道府県・国の役割、児童相談所の業務とその権限（含一時保護、長期保護、司法との関係）、市区町村との協働、要保護児童対策地域協議会に関する講義と確認
- ④ 子どもと家族の評価・関係性の評価、ケースの問題の見立ての方法に関する講義、子ども面接・家族面接に関するロールプレー、その所見のとり方に関する実習
- ⑤ 異なる関係機関の特徴と役割、コミュニケーションのとり方、適切な連携の在り方、関係機関への説明の理論性と正当性の必要性、に関する講義と演習（ロールプレー）
- ⑥ 子ども虐待の一般的知識、身体的虐待と事故の鑑別、様々なネグレクトとその判断に役立つ所見、心理的虐待に含まれるものおよび分類、性的虐待を示すサインに関する講義とケースでの研修
- ⑦ 子ども虐待対応という危機対応の原則、子どもへの被害確認面接、加害が疑われる者への面接、加害ではない親への面接、拡大家族および関係機関への聞き取りのあかたに関する講義とロールプレー
- ⑧ 子ども虐待通告を受けた時の危機アセスメント、初期マネージメント（通告機関、通告者への聞き取りと連携、リスクアセスメント、子どもの保護に関する考え方、警察・検察との連携の必要性とそのあり方など）に関する講義とケースでの理解の

促進

- ⑨ 子ども虐待が及ぼす心身への影響とそのアセスメント方法、それに基づく支援計画の立て方、地域リソースの利用法、支援効果のアセスメントとその修正法、ケースへの中長期マネージメントに関する講義とケースでの理解
- ⑩ 非行を含めた行動の問題のある子どもの評価方法、考え方、介入の在り方、警察・司法との連携に関する講義とケースでの理解

## 2. 児童福祉司任用後研修

- ① 到達目標と任用後研修までの経験を記入できる研修手帳を作り、採用時に渡し、自己評価およびスーパーバイザーの評価を記入して持参。講師が研修開始前に面接を行い、到達度の判断とケースの経験に関して把握して研修での目標を立てる
- ② 任用前研修内容および到達目標全体に関して、復習する講義を行い、リマインドさせる
- ③ 各自が、3 ケースずつのケース概要を持参し、そのうちの講師が選択した1例をグループに対して説明し、その評価、介入方法について説明する。講師をコーディネーターとして、グループでその適切性について検討
- ④ 講師は①と②に基づいて、不足していると考えられる部分に関して、補足的講義と演習を行う
- ⑤ 研修の最後に個人面接を行い、個人的な強みと弱みを評価して、その後の業務に役立つように配慮する
- ⑥ 研修後、半年ごとに手帳を提出してもらい、それへのコメントを行う

## 3. スーパーバイザー研修

- ① 3日間の合宿研修を基本とする（1日目の昼から3日目の午前中まで2日間）
- ② 自己が経験してきた困難ケース3ケース（虐待司法関与ケース、非行ケース、市町村との連携在宅ケースそれぞれ1ケース）の詳細なレポートを事前提出
- ③ そのレポートを講師が評価して、適切なスーパーバイズの在り方を示す
- ④ 適切な講師がチームリーダーとなってグループ（6人以内）でのケース検討を行う
  - ・講師作成の疑似ケースでポイントごとに評価・介入方法を記載してもらい、提出させ、それをもとにグループディスカッションを行う
  - ・グループのメンバー全員が1例ずつケースプレゼンテーションし、講師はプレゼンテーションに対する指導を行う
  - ・講師がリーダーとなってそのうちの一例をグループで検討する
- ⑤ 司法関与時の対応、児童相談所での権利擁護、被措置児童等虐待への対応、等に関する講義と演習
- ⑥ パーマネンシープランニングの講義と演習



- ⑦ 虐待を受けた子どもへの治療の在り方に関する講義と演習
- ⑧ スーパーバイズを受ける職員の逆転移の扱い方に関する講義とロールプレー
- ⑨ ソーシャルワークの教育の在り方の講義とロールプレー
- ⑩ 最新の知識と技術の提供と確認
- ⑪ 職員のメンタルヘルスの把握方法とその対応に関する講義とロールプレー
- ⑫ ハラスメントに至らないための講義と演習

#### 4. 市区町村福祉士研修

##### 1)職員のバックグラウンドによる研修

- ① 子ども、親、妊婦の心身の健康および成長・発達の評価、妊娠に関する基本的知識、妊婦健診・乳幼児健診、母子手帳、母子保健法、母体保護法に関する講義と演習（母子保健経験保健師以外）
- ② ソーシャルワークの基本に関する講義と演習（社会福祉士以外）
- ③ 心理的評価法とその適応と解釈に関する講義と演習（児童心理経験者以外）

##### 2)全員への研修

- ① 子どもの権利に関する講義と確認
- ② 児童福祉法の理念、児童福祉法における市町村の役割と児童相談所の役割・権限、要支援児童等に関する規定、要保護児童対策地域協議会に関する規定、民法の親権に関する考え方、養子縁組に関する規定、に関する講義とその確認
- ④ 子ども家庭福祉を行うにあたっての倫理的配慮、個人情報取り扱い、記録のとり方、記録の保管、エビデンスの必要性とそれを得るための倫理的配慮、に関する講義と確認
- ⑤ 子ども、家族との面接方法、家庭訪問における観察事項、
- ⑥ 主な関係機関の役割と特徴、その把握の仕方、コミュニケーションのとり方、連携の仕方、多機関でのコミュニケーションと連携の仕方、多機関での子ども家庭の評価、支援計画の立て方に関する講義と演習
- ⑦ 子ども虐待に関する基本的な考え方と知識、身体的虐待と事故の鑑別、各種ネグレクトの把握の仕方、性的虐待のサインと初期面接の在り方、心理的虐待の所見、虐待や逆境体験の心身への影響、に関する講義と演習
- ⑧ 要支援児童の情報提供時の対応、評価、支援計画の立て方、に関する演習
- ⑨ 虐待通告に関する危機管理、通告機関や通告者からの情報収集、リスクの評価、児童相談所への送致の必要性の判断、に関する講義と演習
- ⑩ 要保護児童対策地域協議会の運営、ケースの概要の提示、他機関への個人情報取り扱いの説明、連携、評価・支援計画の立て方と役割分担、に関する講義と演習
- ⑪ 特定妊婦への介入に関する講義と演習